

令和元年第3回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和元年5月14日（火曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

1) 議員辞職について

2) 議会運営委員会委員の選任について

3) 総務常任委員会副委員長の選任について

4) 例月出納検査の報告（平成31年2月分、3月分）

第 4 町長の招集挨拶

議案上程（説明）

第 5 報告第 1号 専決処分事項の報告について

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 6 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 7 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 8 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 9 議案第31号 財産の取得について

第10 議案第32号 新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第11 議案第33号 美郷町坂本東嶽邸設置条例の一部改正について

追加議案

追加日程第 1 大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（1名）

13番 藤 原 政 春 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企画財政課長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	藤 田 信 晴 君	住民生活課長	高 橋 久 也 君
福祉保健課長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	黒 田 逸 人 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会計管理者兼 出 納 室 長	小田長 光 仁 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君
教 育 長	福 田 世 喜 君	教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	木 村 光 紀 君
教育総務課長	煙 山 光 成 君	生涯学習課長	皆 川 信 之 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） 13番、藤原政春君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、熊谷隆一君、1番、深沢義一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、閉会中の議員の辞職についてご報告します。

去る3月25日に小原正彦議員から、一身上の都合により3月26日をもって議員を辞職したい旨の願い出がありました。地方自治法第126条の規定に基づき、3月26日にこれを許可いたしましたので、ご報告いたします。

2として、欠員となっております議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、平成31年4月16日高山茂雄議員を指名いたしましたので、ご報告いたします。

3として、平成31年4月16日に開催されました総務常任委員会において、副委員長に泉 美和

子議員を選任いたしました旨、議長に報告がありましたのでご報告いたします。

4として、町の監査委員より例月出納検査、平成31年2月分、3月分の結果報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和元年第3回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき、お礼申し上げます。

さて、5月1日の新天皇の即位に伴い、元号が平成から令和に改められました。

美郷町においては、新たな時代の幕あけとなった本年11月に合併15周年を迎えます。平成で築いた美郷町の基礎を令和に引き継ぐとともに、ビューティフルハーモニーと英訳される令和という時代に希望を抱きながら、さらに発展していくよう行政の推進に取り組んでまいります。

それでは、開会に当たり、提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

報告第1号 専決処分事項の報告についてですが、器物損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分いたしましたのでご報告するものです。

承認第1号から承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについてですが、承認第1号及び承認第2号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い専決処分した、美郷町税条例等及び美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は、譲与税、交付金、特別交付税及び町債等の額の確定に伴う歳入歳出予算の補正について専決処分した、平成30年度美郷町一般会計補正予算第8号について報告し、承認を求めるものです。

議案第31号 財産の取得についてですが、中型バスの取得に係る契約についてお諮りするものです。

議案第32号 新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてですが、元号を改

める政令の施行に伴い、関係条例の元号を改めたくお諮りするものです。

議案第33号 美郷町坂本東嶽邸設置条例の一部改正についてですが、施設の改修に伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、担当課長に説明させますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、報告第1号、専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第1号について、ご説明いたします。

2ページ、専決処分書をごらん願います。

平成30年12月19日に六郷東根字上中村地内で発生した器物破損事故について、3月20日に示談が成立し、専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

相手方は、

で、事故の概要は、町の臨時的任用職員が六郷東根字上中村地内の町道を除雪中、切り返しのため後退した際、後方の確認を怠り、電話柱に接触し損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。

なお、損害額については全額保険対象でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第1号の説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） 承認第1号について、ご説明いたします。次の4ページ、専決処分書をお願いいたします。

専決第2号は地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、一部を除き平成31年4月1日から施行されることに伴い、直ちに美郷町税条例等の一部を改正する必要があることから専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

はじめに、今回の主な改正内容についてご説明いたします。

住民税関係では、ふるさと納税による寄附金税額控除要件について見直しがありました。地方団体が寄附金の受領に伴い、提供する返礼品の調達に要する費用の額が寄附金の100分の30に相当する金額以下であること及び返礼品等が地方団体の区域内において生産された物品等であることが控除の要件として規定されました。

同じく、住民税関係ですが、消費税率10%が適用される住宅を所得し、かつ平成31年10月1日から平成32年12月31日まで居住の用に供したものについて、控除期間が従来の10年から3年延長され、13年間となる旨規定されました。

同じく住民税関係ですが、住民税の非課税の範囲に生活保護法の扶助を受けている方、合計所得金額が135万以下の障がいを持つ方、未成年者、寡婦（寡夫）に加え、婚姻によらず生まれた子を持つひとり親である「単身児童扶養者」が規定されました。

軽自動車関係では、平成31年9月30日をもって自動車、軽自動車を取得した際に納付する自動車取得税が廃止され、消費税の税率改定が予定される10月1日から、燃費性能や排出ガス基準により課税される環境性能割が軽自動車税として導入されることとなりました。税率については電気自動車等が非課税、燃費基準が良好な車が取得価格の1.0%、それ以外の車が2.0%となっております。

なお、平成31年11月1日から平成32年9月30日までの間に自家用軽乗用車を取得した場合、特例として税率の1%軽減が措置されております。

続きまして、改正条文についてご説明いたします。

改正条文は、議案5ページから19ページまででございますが、内容につきまして新旧対照表にてご説明いたします。

議案資料集1ページをお願いいたします。

1ページ、第33条の7第1項及び第2項について、冒頭でご説明いたしましたふるさと納税の対象となる寄附について、返礼品の費用が寄附金の100分の30以下で、返礼品等が地場産品である場合に特例控除対象寄附金として指定できる旨、改正するものです。

下段の附則第5条の3の2第1項及び2ページ第2項は、冒頭でご説明いたしました住宅取得

控除期間について、13年間とする旨、規定するものです。

同じく、2ページ中段の第5条の4から3ページ下段第7条の2までは、ふるさと納税を特例控除対象寄附金として規定したことにより、字句の改正等をするものです。

4ページをお願いいたします。

第8条の3第6項は、河川法に定める高規格堤防の整備により移転し、家屋を取得した場合の固定資産税の減額について手続等を新たに規定し、これに伴い同条第7項から5ページ第12項まで、項の繰り下げ及び項番号を改正するものです。

6ページ第14条は、重課税率について、これまでは年数の経過をもって規定しておりましたが、表現を「平成18年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた」旨、改正するものです。

次の、向かって右側、平成29年度の税率を定めた旧条例第2項から7ページ第4項までを削り、旧条例第5項から8ページ第7項までの項番号と引用条文を改正し、7ページの新条例第2項から8ページの第4項までとするものです。

内容につきましては、窒素酸化物の排出量の抑制や、エネルギー消費効率に優れた軽自動車に対し、その性能等に応じ税率の軽減を定めるものです。

8ページ、第14条の2は、前項の改正に基づき項番号の改正を行うものです。

次の第20条第3項は、東日本大震災において被災した区分所有家屋の敷地に係る固定資産税の案分について字句の改正を、続く9ページ第4項は用語を特定仮換地等に改正するものです。

次の第35条の2第7項は、所得税の年末調整をした者が町民税の申告をする場合、所得控除については合計額のみ記載にすることができる旨を新たに規定するものです。

次の第35条の3の2から11ページ上段第4項までは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者を「単身児童扶養者」と規定し、給与所得及び年金所得に係る扶養親族等申告書への記載等について定めるものです。

同じく、11ページ第35条の4は、字句の改正及び9ページにおいて、第35条の2に第7項が追加されたことにより項番号を改正するものです。

第13条の2は、軽自動車を取得した際に課税される環境性能割について、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した、2020年度燃費基準を達成した自家用軽乗用車について、環境性能割を課さないことを定めるものです。

次の13条の2の2、第2項、12ページ第3項、第4項ですが、前条が新たに規定されたことにより項を繰り下げるものです。

12ページ、第13条の6第3項は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用の軽乗用車について、環境性能割の税率を100分の2から100分の1に軽減することを定めるものです。

次の第14条は、軽自動車が最初に登録車両番号の指定を受けた場合を「初回車両番号指定」と定めるものです。

13ページ第2項は、同じく種別割で規定されている三輪以上の軽自動車で、平成31年度及び平成32年度に新規登録された電気自動車等について、登録された年度の翌年度に限り、次の表右側の軽減税率の適用を規定するものです。

次の第3項は、前項に規定されている軽自動車に準じる燃費基準のものについて、登録された年度の翌年度に限り、表右側の軽減税率の適用を規定するものです。

次の第4項は、前項に規定される軽自動車に準じる燃費基準のものについて、登録された年度の翌年度に限り、14ページ上段の表右側の軽減税率の適用を規定するものです。

次の第14条の2、第1項から第3項までは、町長が軽自動車税の種別割を賦課徴収するに当たっての特例について規定するものです。

15ページ第24条ですが、町民税の非課税の範囲に合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加えるものです。

次の第14条第1項は、次の第5項が新規に追加されたことにより、項番号を改正するものです。

第5項は、平成33年度及び平成34年度に新規登録された三輪以上の自家用電気軽自動車等の種別割税率について、登録された年度の翌年度に限り、おおむね75%の軽減を規定するものです。

次の第14条の2は、前項が追加されたことに伴い、項番号を改正するものです。

16ページをお願いいたします。

中段、第13条の6第2項は、種別割を設けることによる字句の改正及び初回登録してから14年を経過した軽自動車に対する課税について、規定内容を整備するものです。

後段第1条から18ページ第12項までは、資本金1億円以上の法人または相互会社である保険会社等は、町民税を電子申告すべきことを規定しておりますが、18ページ中段第13項から19ページ中段第17項までは、電気通信回線の故障や災害等があった場合の手続等を新たに規定するものです。

次の附則、19ページから20ページまでの第1条及び第2条ですが、前ページで第13項から第17項まで5つの項が新たに規定されたことに伴い、項番号の改正を行うものです。

議案に戻っていただき、15ページをお願いいたします。

下段の附則についてご説明をいたします。

第1条で、この条例は平成31年4月1日から施行いたしますが、施行日が異なるものについて次の各号に規定しております。

第1号は、ふるさと納税関係の改正、住宅取得控除の改正について、平成31年6月1日から施行することを規定するものです。

第2号は、軽自動車の環境性能割、種別割の区分の制定、環境性能により環境性能割の税率を軽減する規定について、平成31年10月1日から施行することを規定するものです。

第3号は、町民税申告の規定及び単身児童扶養者関係の規定について、平成32年1月1日から施行することを規定するものです。

16ページ第4号は、合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を非課税とする規定について、平成33年1月1日から施行することを規定するものです。

第5号は、平成33年度または平成34年度新規登録された、自家用の電気自動車等に対する種別割の課税を翌年度に限り、おおむね75%軽減する規定について、平成33年4月1日から施行することを規定するものです。

次の第2条第1項は、第2項以降定めがあるものを除き、平成31年度分以降の個人町民税に適用し、第2項から17ページ第4項までは、ふるさと納税に係る特例控除対象寄附金の規定について、平成32年度分以降の町民税に適用するものとし、平成31年6月1日前にした寄附金も平成32年度分町民税に限り特例控除対象寄附金として取り扱うことを規定するものです。

17ページ、第3条第1項から18ページ第3項は、給与所得及び年金所得に係る扶養親族等申告書への単身児童扶養者等の記載について、平成32年1月1日以降支払いを受けた場合に提出すべき申告書に対して適用することを規定するものです。

18ページ第4条は、合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を非課税とする規定について、平成33年度以後の町民税に対し適用することを規定するものです。

第5条は、固定資産税の改正について平成31年度以後の年度分について適用することを規定するものです。

第6条は、軽自動車税に関する窒素酸化物排出量の抑制等に優れた軽自動車に対し、税率を軽減する改正について、平成31年度分の軽自動車税に適用することを規定するものです。

第7条は、環境性能割に関する部分について、平成31年10月1日以後に取得された軽自動車に適用することを規定するものです。

第2項は、軽自動車税の種別割について、平成32年度以後の軽自動車税種別割に対し適用する

ことを規定するものです。

19ページ第8条は、平成33年度及び平成34年度に新規登録された三輪以上の自家用電気自動車等の税率をおおむね75%軽減する規定について、平成33年度以後の軽自動車税種別割に対し適用を規定するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤田信晴君） 承認第2号について、ご説明いたします。次の22ページ、専決処分書をお願いいたします。

専決第3号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成31年3月29日公布され、一部を除き平成31年4月1日から施行されることに伴い、直ちに美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があることから専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

続きまして、改正条文についてご説明いたします。

改正条文は、議案23ページですが、内容につきましては新旧対照表にてご説明いたします。議

案資料集21ページをお願いいたします。

第4条第2項ですが、基礎課税額の合計額の上限を58万円から3万円引き上げ、61万円に改正するものです。この改正につきましては、中間所得層の方々の負担軽減を図る観点から改正するものであります。

次の第25条第1項は58万円から61万円の改正を、第2号では均等割及び平等割を5割軽減する要件として、世帯員1人につき所得が27万5,000円以下から28万円以下に改正し、第3号では2割軽減する要件として、世帯員1人につき所得が50万円以下から51万円以下とするものです。

平成30年度に続き、5割軽減世帯及び2割軽減世帯の判定所得について改正し、世帯所得が一定額以下の被保険者の負担を減らすよう改正するものです。

それでは、議案23ページにお戻り願います。

中段、附則でございますが、施行期日として平成31年4月1日から施行することとし、適用区分といたしまして平成31年度以後の国民健康保険税に適用することを規定してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 稔君） 承認第3号について、ご説明いたします。27ページ、専決処分書をごらんください。

平成30年度美郷町一般会計補正予算第8号につきまして、平成31年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,994万7,000円を追加する件及び地方債の変更2件でございます。

はじめに、32ページ、第2表地方債補正をごらんください。

過疎対策事業債及び学校教育施設等整備事業債につきまして、充当事業の事業費の確定等により限度額をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。36ページ、37ページをごらんください。

2款地方譲与税から38、39ページの10款交通安全対策特別交付金までは、各譲与税及び交付金について、下段から次のページ上段の13款は、小中学校の空調設備整備事業に係る国の交付金について、15款は基金の預金利子について、16款はふるさと美郷応援寄附金について、17款は小中学校空調設備整備事業の財源としての公共施設整備基金繰入金について。そして、42、43ページの20款町債について、それぞれ額が確定したことにより補正するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。44、45ページをお願いいたします。

2款1項の総務管理費から8款2項の道路橋梁費までは、充当する町債の減額による財源補正、10款の教育費につきましては、充当する町債及び国の交付金の減額による財源補正でございます。

続きまして、46、47ページ、13款1項基金費ですが、ふるさと美郷子ども育成基金は、ふるさと納税額確定に伴う追加分を利子とあわせて、財政調整基金及び薬用植物栽培推進基金は利子分を、減債基金は今後の繰り上げ償還等の財源のため1億円を追加し、利子と合わせ、それぞれ増額して積み立てるものでございます。

14款予備費につきましては、歳入歳出予算の差額を調整するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第31号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第31号 財産の取得についてをご説明いたします。契約書の案は、議案資料集22ページに、入札執行の詳細については23ページに掲載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

中型バスを購入するに当たり、4月23日に指名競争入札により入札を執行した結果、1,639万円で仙北市角館町雲然上町屋89番地の2、秋田いすゞ自動車株式会社角館営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約における納入期限は令和2年8月31日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第31号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 財産の取得については、原案

のとおり決しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第32号 新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第32号 新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由でございますが、元号を改める政令の施行に伴い、関係条例の元号を改めたく提案するものでございます。改正条文は、議案52ページに記載してございます。

また、関連する2つの条例の新旧対照表は、議案資料集24ページ、25ページに記載してございますので、こちらをごらん願います。

まずは第1条、美郷町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部改正でございますが、第3条の条文の上から4行目の平成32年を令和2年に改めるものでございます。

次に、第2条美郷町水道事業給水条例の一部改正でございますが、附則の第6項の上から2行目及び表中2カ所の平成31年を令和元年に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第32号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 新元号制定に伴う関係条例の

整理に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第33号 美郷町坂本東嶽邸設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（皆川信之君） それでは、議案第33号 坂本東嶽邸設置条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案53ページ、それから54ページ。あわせて資料集の26ページをごらんください。

提案理由ですが、東嶽邸内の施設の改修に伴い所要の改正をたく、提案するものでございます。

平成28年度より耐震補強などの改修を進めてまいりました坂本東嶽邸でございますけれども、本年の5月末をもちまして完成いたします。これに伴いまして所要の改正をたく、提案させていただきます。

54ページをごらんください。

第5条を6条とし、第4条を5条とし、第3条を4条とする。第2条の次に次の1条を加えるということで、施設の概要を明記してございます。

第3条東嶽邸の概要は次のとおりである。

1号母屋、2号離れ座敷、3号茶室、4号蔵、5号庭園、6号千屋断層学習館、7号その他附帯施設でございます。

この条例は、令和元年6月1日施行するということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第33号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号 美郷町坂本東嶽邸設置条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

暫時休憩します。

(午前10時39分)

(午前10時40分)

○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長(澁谷俊二君) ただいま配付しました追加議案日程表のとおり、案件を日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

◎大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙について

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第1、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。現在、組合議会議員が1名欠員であります。

これより補欠選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

大曲仙北広域市町村圏組合議会議員には、10番、伊藤福章君を指名します。

お諮りします。ただいま本職が指名した方を大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、ただいま本職が指名した方が、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま大曲仙北広域市町村圏組合議会議員に当選されました10番、伊藤福章が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選を告知いたします。

◎閉会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第3回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時42分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和元年5月14日

美郷町議会議長 澁谷俊二

署名議員 熊谷隆一

署名議員 深沢義一